

秦代縣尉小考

——その職掌よりみた占領統治の實態——

宮 宅 潔

はじめに —— 問題の所在

筆者は先に里耶秦簡を用い、秦が新たな占領地に郡・縣を速やかに設置し、統治を始めていたことを明らかにした〔宮宅二〇二四a〕。このことは、すでに統治制度のフォーマットが十分に確立し、必要となる人的・物的資源を效率的に投入するための體制も、相當整備されていたことを物語る。こうした枠組みが形成されるまでの試行錯誤の跡や、占領統治の實態、さらにはその統治の有効性などを解明する作業は、秦が統一を成し遂げた要因、およびそれが早々に瓦解した要因を探るうえで、不可欠のものだろう。

秦は武力のみによって統一を成し遂げ、武力のみによって維持しようとしたわけではない。たとえば文字・度量衡の統一や、始皇帝が支配地域を數次にわたって巡行したことなどには、統一の偉業や「平和」の到來を喧傳し、それによって人心を收攬しようとする意圖が込められていた。^①とはいえ占領地の治安を維持し、統治を定着させるために重要なのは、

やはり社會秩序を守るための物理的な強制力である。里耶秦簡によると、占領直後の遷陵縣には征服軍が駐屯しており、その存在が強制力の一端を擔ったことは間違いない。だが征服軍は順次撤退し、占領からわずか二年程度でほとんどが他所に移動したらしい「宮宅二〇二四a、一九三―一九九頁」。それ以降の治安維持は、縣内に常駐する官憲、および防備兵によって擔われたことになる。縣においてこれら人員の管理に責任を負っていたのが「縣尉」であった。

從來、秦漢の縣尉をめぐることは、縣尉が元來は縣の「都尉」であったのか否か、あるいは縣尉の設置数は各縣4名か、それとも0―2名か、といった、やや細かい問題が、斷片的に論じられるにとどまり「吳方基二〇一七a」、その役割が全面的に分析されることはなかった。だが出土文字史料の急増をへて、縣尉の職掌がより具體的に知られるようになった今、いくつかの重要な成果が現れている。

特に注目すべきは、縣尉が官吏の任免に關與し、それに責任を負っていたという指摘である。この點はつとに鄒水傑によつて指摘され「鄒水傑二〇〇六、一七頁」、さらに楊振紅は新出史料中の論據を追加し、この説を補強するとともに、敘任の對象となるのはすべての官吏ではなく、百石以下の少吏だったとしている「楊振紅二〇一五」。かかる指摘は、秦郡の郡守・郡尉・郡監は互いに從屬することなく分立していて、それぞれが独自の職權を握り、そのなかで郡尉が擔當したのは人事と軍事だったとする游逸飛の説「游逸飛二〇二二」とも共鳴し、「尉」系統の官と人事權との關係性やその由來をいかに理解するのかという、重要な課題へと繋がっている。郡・縣の「尉」が、いずれも人事方面の職務に關與したとすれば、その背景について十分な考察が加えられるべきだろう。

ただしその前に、縣尉が人事を擔當したという指摘自體を、いま一度しっかり吟味しておく必要がある。そもそも人事手續きは相當に複雑なもので、多くの官署がそれに關與した。たとえば張家山漢簡の「功令」に據ると、軍吏の任命に際しては、まず官吏の功績や勤務日數の記錄が中尉に提出され、中尉が適任者を選択（擇）して丞相・御史に提出し、そ

れに基づいて丞相・御史が缺員の補充（補）を行つた（功令28・29^②）。この場合、任命権者はあくまで丞相・御史であるが、候補者の「擇」が實質的には人事を決定したようで、「擇」が不適切であつた場合、「擇者」は處罰されたものの、「補」した丞相・御史の責任は問われなかつた。こうした制度の仕組みを念頭に置くなら、たとえ縣尉が「除吏」に關わつたとしても、それが人事權全體の掌握であつたのか、それとも手續きの一部に關與しただけなのか、冷靜に分析する必要がある^③。

本稿はまず第一章で、先行研究が擧げるところの、官吏任免への縣尉の關與を示すとされる史料を逐一検討し、それぞれの「關與」のあり方を整理したうえで、縣尉の職掌は、人事全體の掌握ではなかつたことを明らかにする。續く第二章では、改めて縣尉の定員やその屬僚、さらには職務内容をいくつかの視點から分析し、人事への「關與」が、それぞれ縣尉の如何なる職掌に由來するのかを探る。最後に、得られた知見を基にして、秦の統治機構内で「尉」が擔つた役割の中核と、そうした役割分擔が形成されるに至つた背景について、若干の私見を述べることにしたい。

第一章 縣尉と人事權…先行研究が依據する史料の批判的検討

一・議論の發端

縣尉が官吏の任免に關わつたことを示す史料として、鄒水傑がつとに注目したのは次の睡虎地秦簡である。

除吏、尉已除之、乃令視事及遣之。所不當除而敢先見事、及相聽以遣之、以律論之。嗇夫之送^④見它官者、不得除其故官佐・吏以之新官。置吏律（秦律十八種159～160）

吏を敘任するにあつては、尉がすでに敘任したなら、それからようやく職務を行わせたり、その者を赴任させた

りする。敘任するのに相當しないのに、不届きにも先走って職務を行わせたり、互いに承認して赴任させたりしたならば、律に則って裁く。異動して他の官で職務に就く嗇夫は、その故の官の佐・吏を敘任して新しい官に赴くことはできない。置吏律

この條文の冒頭部分は、當初は「除吏・尉、已除之、…」と讀まれていた「睡虎地秦墓竹簡整理小組一九七八、九四頁」。だがこの句讀では、長吏の一人である「尉」が、下級官吏をも含むその他の「吏」と、同じように選任されたことになってしまう。それ故に、たとえばフルスウェのように、「尉」が誤字であることを疑う論者もいた[Hulsewe 一九八五、七七頁]。これに對し、鄒水傑は句讀を右のように改め、その上でこれを縣尉が人事權を握っていた證左としたのである。この句讀は楊振紅の支持するところとなり、『秦簡牘合輯』もまた鄒說に沿って句讀を改めている。

鄒の句讀は、この條文を合理的に解釋する道を開くとともに、「除吏」の手續きに縣尉が關與していたことを新たに知らしめた。重要な指摘であるのは疑いない。だが、たとえ鄒の句讀に従うとしても、この條文から讀み取れる縣尉と「人事權」との關係をめぐっては、なお慎重に吟味すべき點が残る。

たとえば、右に擧げた置吏律は縣尉が「除吏」に當たるとする一方で、「嗇夫」もまた官吏を「除」したと明言している。楊振紅はこの「嗇夫」を「縣嗇夫（縣令長）」とし、「除吏」は縣尉の職務ではあるものの、最終審査權を握っていたのは縣令だった、と説明する「楊振紅二〇一五、一一〇頁」。だが、それならば人事權を掌握していたのは縣の長官たる縣令であり、よしんば實質的には縣尉が人事を動かしていたのだとしても、「人事權を持っていた」とはいえまい。縣尉の職權が、あくまで人事手續きの、一部への關與にとどまっていた可能性がある。

ただし、尉による人事權の掌握を傍證するとされる史料は、右の置吏律だけではない。この史料のさらなる分析は暫く措き、他の關連史料の検討へと移る。

二・治安維持関連の屬僚の敘任

まず睡虎地秦簡には次の律文が見える。

●除士吏・發弩嗇夫不如律、及發弩射不中、尉貲二甲。●發弩嗇夫射不中、貲二甲、免、嗇夫任之。…(中略)…除吏律。(秦律雜抄2(3))

●士吏・發弩嗇夫を敘任するにあたって律の通りにしなければ、および發弩が弓矢の試験で合格基準に達しなければ、尉は貲二甲。●發弩嗇夫が弓矢の試験で合格基準に達しなければ、貲二甲で免職とし、「縣」嗇夫はこれに責任を負う。…除吏律

士吏・發弩嗇夫の敘任に際して規定違反があった場合、尉に貲刑が科された。彼らの選任に對し、最も大きな責任を負ったのが縣尉だったのは疑いない。ただし、ここで挙げられているのは士吏と發弩嗇夫、すなわち後述するとおり、縣尉の配下に置かれた直屬の軍吏である。彼らのほか、治安維持に當たる人員の選任が縣尉の職掌だったことは里耶秦簡からも窺える。

小男子說。今尉徵說以爲求盜□(正)

員吏勿(背)(里耶秦簡⑧2027 背面は別筆)

小男子の說。いま尉が說を徵發して求盜とした。(背面略)

「求盜」は、尉や士吏に率いられる治安維持のための人員で(⑧1263+⑧1265⁽⁵⁾、⑧1552)、「亭」に配置されるなどして、彼らが決められた持ち場に割り振られる場合もあった。⁽⁶⁾官吏というよりも一般人から徵用される雜役夫(以下「吏役」)で、船人・郵人といった、他の吏役と並置される場合もある(功令119)。類似する役職に「憲盜」「害盜」があり、それには士伍・不更の者が就けられることになっていた(嶽麓〔肆〕209)。右に挙げた里耶秦簡によれば、その徵發・任命が縣尉の職

務であつたことが、確かに判明する。

三. 吏役の敘任

求盜と同じく、吏役の一つに數えられる里典や郵人の選任においても、尉が重要な役割を果たした。

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵郷夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。除士五成里句・成、成爲典、句爲郵人。謁令尉以從事。敢言之。(正)

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌卻之。啓陵廿七戸、已有一典。今有除成爲典。何律令應(應)。尉已除成・句爲啓陵郵人。其以律令。／氣手。／正月戊戌日中、守府快行。

正月丁酉旦食時、隸妾冉以來。／欣發。壬手。(背)(里耶秦簡⑧ 125)⁽⁷⁾

〔始皇〕三十二年正月戊寅朔甲午(17日)、啓陵郷嗇夫の夫が申し上げます。成里の里典・啓陵の郵人に缺員があります。士伍で成里に本籍のある句・成を敘任し、成を里典とし、句を郵人としたたく存じます。どうか縣尉に命じて職務を行わせてください。以上、申し上げます。壬が書いた。

正月丁酉(20日)旦食時、隸妾冉が持つてきた。／欣が開封。

正月戊寅朔丁酉(20日)、遷陵丞の昌がこれを却下する。啓陵郷は二十七戸から成り、すでに里典が一人いる。いま、さらに成を敘任して里典とするのは、いったいどの律令と對應しているのか。縣尉はすでに成・句を敘任して啓陵郵人とした。律令に則つて職務を行え。／氣が書いた。／正月戊戌(21日)日中、守府の快が持つて行つた。⁽⁸⁾

ここでは、まず郷嗇夫が里典・郵人の缺員補充を提案し、候補者を挙げたうえで、「尉」に命じて職務を行わせるよう、縣に請願している。この提案は、里典の敘任については縣令により却下されたものの、郵人の補充は認められ、候補とさ

れた二名はいずれも「尉」によって郵人とされたようである。里典・郵人を敘任する際、縣尉の「從事」が必要だったことが分かり、その人事への關與が認められる。

里の典・老の任命については、嶽麓簡にも細かい規定がある（嶽麓〔肆〕142～146^⑨）。その任命手続きに縣尉がどう關與したのかは具體的には記されないものの、不適格者が典・老となった場合、尉・尉史・士吏は貲一甲、令・丞・令史はそれよりやや輕罪で、貲一盾とされている。里典の選任に對する直接的な責任者は縣尉とその屬僚であり、縣廷も一定の責任は負ったとはいえ、それは間接的なものに止まったことが分かる。右の里耶秦簡でも、縣令は最終的な決定のみを下したようである。里典・郵人の人事にあつては、縣尉がより重要な役割を果たしたといえる。だが同時に、決定權者はあくまで縣令であつたことは、看過してはなるまい。

四・「日備者」への郡尉の關與

先行研究が指摘する史料のなかには、治安維持關連の人員や吏役に限らず、廣く官吏一般の任命に「尉」が關わつたことを示すとされるものもある。たとえば次の里耶秦簡。

卅一年二月癸未朔丙戌、遷陵丞昌敢言之。遷□

佐日備者、士五（伍）梓潼長親欣補。謁令□（正）

二月丙戌、水十一刻刻下八、守府快行尉曹。□（背）（⑧71）

〔始皇〕三十一年二月癸未朔丙戌（4日）、遷陵丞の昌が申し上げます。遷…佐の日數が充足した者で、士伍で梓潼縣長親里の欣を補充に當てたく存じます。どうか…に命じて…（正）

二月丙戌（4日）、水十一刻刻下八、守府の快が尉曹に持つて行つた。

これは遷陵縣丞が發信した上行文書であり、従つてその送付先は洞庭郡だと見るのが自然である。それ故に、楊振紅は背面に記される「尉曹」は郡所屬の曹であり、郡尉によつて主管されていたとする「楊振紅二〇一五、一〇八頁」。こうした理解に據るならば、確かに右の文書は、「欣」なる人物の補任への郡の「尉」の關與を示しているよう。だが果たしてその斷言できるのか、検討すべき課題が残る。

まずは釋字の問題である。實のところ、「尉」と釋されている文字はやや模糊としており、これを「旁」と釋す者もある「何有祖二〇一六」^⑩。「旁曹」は他にも用例があり、殘存する墨跡は確かに「尉」よりも「旁」に近い。釋讀が改まるなら、この史料は人事への「尉」の關與を示すものでは、そもそもなくなってしまう。

よしんば釋讀が「尉」で正しいとしても、この簡には殘缺があり、如何なる身分の者を、どのポストに補充しようとしたのかはつきりしない。「尉曹」へ報告がなされている背景を十分に吟味せず、あらゆる官吏の任免に「尉」が關與し、またその關與が決定的に重要なものであつたと、この簡に據つて斷言することはできない。

ここで「欣」の地位を推測する手がかりとなるのは、文中の「日備」である。「日備」とは「日數が充足する」ことで、刑徒や兵士、および明確な任期のある一部の官吏の、「任期満了」を意味する。「一部の官吏」とは、たとえば一定の任期で新占領地に送り込まれる「新地吏」や、下級の屬吏である「佐・史」のうち、輪番交代ではなく繼續して、長期に渡つて勤務する「冗佐・史」^⑪がそれに當たる。新地吏の任期は「二歳」「四歳」とされる例があり、冗佐・史の任期は不明だが、二年に一度の歸郷が許されていた（嶽麓〔肆〕28）ので、一年以上だったとおぼしい。里耶秦簡には、「日備」した冗佐について次のような簡もある。

□ □ □ □ …… □

□ 有秩、銜不當 □ □

☐【銜】¹³ 當補有秩不當☐

☐☐遷陵☐☐

☐遷陵有以令除冗佐日備者爲

☐☐謁爲史。以銜不當補有秩、當（里耶秦簡⑧2135+⑧2106）¹⁴

…有秩…、銜は…相當しない…、…銜は有秩のポストに補充するのに相當するか、相當しないか。…

…遷陵…、…遷陵…令に則つて、冗佐の日數が充足した者を敘任して…とする…がある…。…どうか史としていた
だきたい。銜は有秩のポストに補充するのに相當せず、…に相當…

綴合されている二つの殘簡は筆跡が類似し、同じ人名（銜）も見えるので、互いに關連するのは間違いない。簡は大きく斷裂し、解釋しづらいものの、「冗佐日備者」が新たな敘任の對象だったこと、また「有秩」に補す際には何らかの條件のあったことが読み取れる。

この史料を念頭に置くなら、先に舉げた⑧21の「欣」もまた、「日備」した「冗佐」であつて、そうした者が他のポストに補充される場合は、郡の「尉曹」による承認が必要だったと推測される。これは一見、「尉」が人事權を握っていた證左であるようにも映る。だが、次のような簡も存在する。

廿八年七月戊戌朔朔日、遷【陵】守【丞】臚之敢言之。令曰、上冗佐・史日備歸者、恒會八月朔日尉府。今問之、母

【當】令者。敢言之。（正）

☐☐☐酉、遷陵拔敢言之。☐

水下三刻、隸臣☐行☐。☐（背）（里耶秦簡⑨298+⑩2032）¹⁵

〔始皇〕二十八年七月戊戌朔朔日、遷陵守丞の臚之が申し上げます。令に「冗佐・史の日數が充足して歸郷する者

のことを報告する際には、常に八月朔日を期日として尉府に届け出る」とある。さて、いまこのことを問い合わせたところ、この令に該当する者はいませんでした。以上申し上げます。（背面略）

これも縣からの上行文書で、その宛先は、文書中に引用された「令」に見える「尉府」、すなわち洞庭郡尉の治所だろう。だが、ここで郡尉に報告されているのは「冗佐・史」の新たな補任についてではなく、彼らの歸郷についてであった。このように、別のポストに遷るにせよ、歸郷するにせよ、いずれの場合にも「日備者」の情報が郡尉に集約されたのだとすれば、かかる報告がなされた理由は、郡尉が人事権を握り、新たな敘任の可否を決めたからではなく、むしろ尉が判断したのは「任期が満了したか否か」だったのではあるまいか。「日備」をめぐるのは、実際に日数が充足したのか否かが往々にして問題となった。

冗募歸、辭曰日已備、致未來、不如辭、貲日四月居邊。（秦律雜抄³⁵）

冗募が歸郷する際、「すでに勤務すべき日数を満了したが、まだ證明書が到着しない」と述べたが、その言葉のとおりでなかったならば、一日ごとに四ヶ月分の邊境防備を貲刑として課す。

これは冗佐・史ではなく「冗募」、つまり長期勤務の應募兵のケースだが、本人はすでに日数が充足したと主張したものの、実際には違っていたらしい。「任期満了」に備えて勤務日数は記録されており、その管理に責任を負ったのが「尉」系統の官であった可能性を、むしろ想定すべきだろう。

従って、右に挙げた里耶秦簡から「尉」による人事権の掌握を想定するのは早計である。また、いずれの記事でも報告先となっているのは郡レベルの「尉」であって、縣尉ではない。この点にも留意すべきだろう。先行研究がそろって注目する二年律令214～215についても、同じことがいえる。

五. 「除人」の尉への報告

縣道官之計、各關屬所二千石官。其受恒秩氣稟、及求財用年輸、郡關其守、中關內史。受（授）爵及除人、關於尉。都官自尉・內史以下毋治獄、獄無輕重關於正、郡關其守。（二年律令214～215）

縣道の官の計簿は、それぞれ所屬の二千石官に報告する。經常の給與・給食の受け取り、および年ごとの財物輸送の請求については、郡では太守に報告し、關中では內史に報告する。爵位の授與、敘任は尉に報告する。都官については、尉・內史以下は裁判を擔當しないので、裁判案件は輕罪・重罪にかかわらず廷尉正に報告し、郡では太守に報告する。

これは、縣がいずれの「二千石」に計簿を提出すべきなのかを規定した條文である。「中」——首都圈直轄域——に所在するのか、それとも「郡」が置かれた地域に所在するのかで報告先が異なり、また報告内容によってもそれは變化した。そのうち「授爵」と「除人」については「尉」が報告先であり、「中」にあつては「中尉」に、郡では「郡尉」に提出されたと考えられる。これを先行研究は、「尉」による人事權掌握の證左としている。

だがこれは、「尉」による人事情報の集約を證言してはいるものの、嚴密に言えば、それによる人事權の掌握を示しているとはいえない。「尉」が人事情報を収集していたことは、次の嶽麓簡からも窺える。

●置吏律曰、縣・都官・郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有缺者、爲補之、毋須時。郡免除書到中尉、雖後時、尉聽之。…（後略）…（嶽麓〔肆〕220～221）

置吏律。縣・都官・郡が吏、および佐や諸々の官屬を任免するときには、十二月朔日をもって任免を開始し、三月末日で止める。死亡やなんらかの理由で缺員が生じた場合は、補充するのにこの時期まで待たなくてもよい。郡による任免の書が中尉に届いたなら、この時期に遅れたとしても、尉はこれを受理する。¹⁶⁾

ここでは「免除書」が、郡から中尉に提出されている。「免除」や「補」の主體はあくまで縣・都官・郡であろうから、「免除書」は彼らがすでに行った任免の記録だろう。この史料から、人事情報が中尉に集約されたことは確かめられるものの、その人事権の掌握をも同時に推測するのは、やはり大膽に過ぎるだろう。

以上、先行研究が挙げる諸史料を再検討した結果、縣尉は

- ① 自らの配下にある治安維持擔當の官吏（士吏・發弩耆夫）の人事、および
- ② 特定の吏役（求盜・里典・郵人）に就く者の人選

には深く關與したものの、官吏全般の人事権を握っていた證左のようにみえる里耶秦簡⑧¹⁵⁹は、むしろ人事の行方をも左右した

- ③ 勤務日數管理への關與

を示唆するもので、かつその責任者は縣尉ではなく、郡尉だったことが明らかになった。縣尉とその上級の「尉」とをはつきり切り分けるなら、縣尉の人事全般への關與を示唆する史料は、第一節でとりあげた睡虎地・置吏律（秦律十八種¹⁵⁹⁻¹⁶⁰）のみであり、これも實のところ縣尉の、

- ④ 人事手續きの一部への關與

を示すに過ぎない可能性がある。縣尉による「人事全體の掌握」を、疑いの餘地なく證明する史料は、現時點では存在しない。

ただし、これは斷片的な手がかりから導き出した結論であり、先行研究とは異なる見方を、意圖的に提示した部分もある。改めて縣尉の職掌全般を整理し、上記の結論を些かなりとも補強しておく。

第二章 縣尉の屬僚とその職掌

一・秩祿と定員

二年律令によると、縣尉の秩祿は原則として縣令の半分で、縣令が八百石の縣では四百石（二年律令⁴⁵⁰）、六百石の縣なら三百石（二年律令⁴⁶⁴）だった。令の秩祿が千石の縣もあり、その場合、丞の秩祿は四百石だったが（二年律令⁴⁴³～⁴⁴⁴）、尉の秩祿は明記されていない。¹⁷縣と並ぶ行政單位で、蠻夷の居住區に置かれた「道」には「道尉」がおり、こちらは秩三百石ないしは二百石であった。¹⁸その他、特別な郷・邑（黃郷、萬年邑）にも尉が置かれ、その秩祿は二百石である（二年律令⁴⁶⁵～⁴⁶⁶）。以上の數字は、『漢書』百官表に縣尉は「秩四百至二百石」とあるのと、基本的に一致する。

秦の官印に「濃丘左尉」が見えるので、秦代すでに、一つの縣に尉が二名置かれる場合もあったらしい。一方、里耶秦簡の「遷陵吏志」^{⑨②③}には「長吏三人」とあり、その内譯は令・丞・尉、それぞれ一名ずつと考えられる。縣尉が一名の縣も當然存在したのだろう。ただし、遷陵縣については次のような簡も存在する。

五月遷陵令・尉徹薄（簿）取（最）。尉未有逮、轂（繫）酉陽、不薄。

●凡徹五十一日、行四百里。

居官九日。（里耶秦簡^{⑨②⑤}）

五月の遷陵縣の令・尉による巡回の集計記録。尉の未は召喚され、酉陽縣に收繫されており、記録していない。

●巡回日數は總計のべ五十一日、移動距離は四百里。官署にいたのがのべ九日。

この簡は、縣令と縣尉による巡回の記録である。巡回日數と官署にいた日數の合計が60日だから、この年の五月は六月（二ヶ月30日）で、二人の人物が巡回に当たったのだろう。しかし令・尉のうち、「未」という名の尉は隣縣で拘禁されて

おり、記録に含まれていないとの注記がある。令が複数いたとは考えにくいので、このとき遷陵縣には尉が二名おり、令・尉あわせて三名のうち、「未」を除く二名が巡回したとも考えられる。里耶秦簡には今のところ「左尉」「右尉」といった官名は見えず、即断は避けるべきだが、吏の定員は時に變動しており、⁽²⁰⁾縣尉が複数置かれる時期のあった可能性も排除できない。

二・ 屬僚たち

尉の配下には發弩嗇夫・士吏・校長、および尉史などの屬僚がいた「吳方基二〇一七b」。發弩嗇夫は秩祿百二十石で、里耶秦簡では縣の戍卒に食糧を支給した(⑧141+⑧668)ほか、尉の手元に文書が到着したことを、發弩嗇夫が自身の名義で送付元に回報することもあった(⑧141+⑧668)。後者の職務に關して嶽麓簡には、

●縣發弩嗇夫、毋得以其名及印封行尉事、不令聽及與從事者、皆貲二甲、廢之。●□(嶽麓〔柒〕90)

●縣の發弩嗇夫は、自分の名義によって、および自分の印で文書を封印して、尉の職務を代行することはできない。受理させない、および共に受理させた、および共に職務を行った場合は(？)、いずれも貲二甲で、出仕禁止とする。

という秦代の法文がある。「不令聽及與從事者」という部分が難解であるものの、發弩嗇夫による縣尉の職務の代行には、法律のうえでは一定の制限が設けられていたようである。だが、文書到着の報告のような単純な業務であれば、發弩嗇夫がそれを行うこともあったのだらう。⁽²¹⁾要するに、發弩嗇夫は縣尉の最も側近くで、その文書行政を補佐した者だといえよう。

一方で、「發弩」は「材官」などと並ぶ兵種の呼稱でもあったから、文書の處理のみならず、それら兵士の監督も發弩

嗇夫の職掌だったに違いない。嶽麓簡には

●御史・丞相言、置發弩嗇夫、固以_{〔〕}射辨於弩事者補之。議、勿令與計_{〔〕}、識_{〔〕}射其_{〔〕}。●廿五（嶽麓

〔柒〕89）

●御史・丞相が言うには「發弩嗇夫を置くにあたっては、かねてより射撃が巧みで弓弩の事に通じた者から補充しております。議論したところ、計簿とともに報告させるには及ばず、射撃を執法府で試験することにいたします」

と。 ●廿五

とあり、その任命の基準があくまで弓弩の腕前に置かれていたことが分かる。張家山漢簡・奏讞書には、校長とともに犯人逮捕に当たった「發弩」も見える（奏讞書81）。ただし里耶秦簡には、そもそも「發弩」という兵士自體が現れない。少なくとも遷陵縣では、發弩嗇夫は主として文書行政の一端を擔っており、尉史はそれを補佐する書記官として、往々にして發弩嗇夫と連名で文書や割り符に現れる^{〔2〕}。

士吏もまた縣尉の屬僚で、それが縣尉によって選任されたことはすでに述べた。士吏の職掌についてはすでに專論「水間二〇一一、吳紀寧二〇二二」があり、水間によると士吏は、盜賊を取り締まるための警邏や情報収集、發生した盜賊やその他の犯罪者の追捕、兵士や徭役人夫の徵發・統率など、つまりは軍事・警察に關連する職務を擔っていた。士吏には個々に「部——管轄區域——」のあったことが同時に指摘されており、嶽麓簡にも、

□…官嗇夫・士吏・街佐各循行部中、有犯令者皆（嶽麓〔柒〕220）

…官嗇夫・士吏・街佐はそれぞれ管轄區域内を巡回し、令に違反する者がいれば、いずれも…

とあって、それは秦代にまで遡った。士吏は部下の卒などを率いて職務に當っており、治安維持活動の最前線に立つそのような士吏の姿は、次の簡にも認められる。

【廿】六年二月癸丑朔丙子、唐亭段（假）校長壯敢言之。唐亭

旁有盜可卅人。壯卒少、不足以追。亭不可空。謁

遣卒索。敢言之。／二月辛巳、遷陵守丞敦狐敢告尉、告卿（鄉）主。以律（正）

令從吏（事）、尉下亭鄣、署士吏謹備。貳卿（鄉）上司馬丞。／亭手。／卽令

走涂行。

二月辛巳、不更輿里戌以來。／丞半。壯手。（背）（里耶秦簡⑨1112）

〔始皇〕二十六年二月癸丑朔丙子（24日）、唐亭の假校長である壯が申し上げます。唐亭の近傍には盜賊が三十人ほどおります。私の卒は数が少なく、追撃するには足らず、亭を空にすることもできません。卒を派遣して搜索していただきたい。以上申し上げます。壯が書いた。二月辛巳（29日）、不更の爵を持つ輿里の戌が持ってきた。丞が開封。／二月辛巳、遷陵縣守丞の敦狐が尉に申し伝え、郷嗇夫に告げる。規定どおりに職務を行われよ。尉は亭鄣に指示を下し、士吏を配置につけてきちんと對處するように。貳春郷は司馬の丞に申し上げよ。／亭が書いた。／ただちに使い走りの涂に持つてゆかせた。

この簡では、唐亭からの救援要請を承け、縣尉が士吏を配置につけている。士吏は派遣される「卒」を率い、搜索の任に當たったのだろう。前章で紹介したとおり、士吏が「求盜」を引率している例も里耶秦簡には見える（⑧1252+⑧1265）。ただし一方で、

●尉卒律曰、縣尉治事、毋敢令史獨治、必尉及士吏與、身臨之、不從令者、貲一甲。（嶽麓〔肆〕139）

●尉卒律。縣尉が職務を行うにあたっては、史のみに單獨で行わせてはならず、必ず尉および士吏が關與し、自ら立ち會う。令に従わない場合は、貲一甲。

という條文も存在し、士吏が縣尉による職務の場に「身ずから臨む」場合もあった。士吏は、求盜等を率いて管轄區域を巡回する一方で、尉の治所に身を置き、共に行政面での職務にも当たったのである。⁽²³⁾

最後に、右に引いた里耶秦簡⑨112は、唐亭から救援要請を送っている校長も、縣尉の屬僚だった。

尉敬敢再捧（拜）謁丞公。校長寬以遷陵船徙卒史【酉陽、酉陽】□□【船】□□元（沅）陵。寬以船屬酉陽校長徐。今司空□□□□丞公令吏徒往取之、及以書告酉陽令來歸之。盜賊事急、敬已遣寬、與校長囚吾追求盜（正）發田官不得者。敢再捧（拜）謁之。（背）（⑧167+⑧194+⑧472+⑧1011）

尉の敬が謹んで縣丞閣下に申し上げます。校長の寬は遷陵の船を使って卒史を酉陽縣まで送り、酉陽は…船…沅陵「に着きました」。寬は船を酉陽の校長の徐に預けました。いま司空…縣丞閣下…吏・徒にこれを取りに行かせ、および文書で酉陽縣に告げ、これを持ち歸らせましよう。盜賊の狀況が差し迫っており、敬はすでに寬を派遣し、校長の囚吾とともに、發生した盜賊のうち田官が捕らえられない者を搜索させました。以上、謹んで申し上げます。

これは縣尉から縣丞に送られた書狀で、私信の形式をとるものの、内容は公務に深く関わっている。釋讀できない箇所もあるが、縣尉が校長を派遣し、卒史の移送や盜賊の搜索を行わせているのが窺える。

校長の秩祿は百六十石ないしは百二十石で（二年律令464、471-472）、遷陵縣における定員は六名であった（里耶秦簡⑨33）。校長については特に亭長との關係が焦點となっており、專論もあるが、ここでは敢えて踏み込まない。少なくとも右の簡からは、校長が亭の「卒」を率いていたことが分かる。里耶秦簡には「敦（屯）長」や「什長」の供述を報告する「將奔命校長」も見える（⑧439+⑧519+⑧537）。これは始皇二五年の紀年を持つ簡なので、おそらくこの「將奔命校長」は征服軍の部隊を率いる者で、遷陵縣に常駐していたのではあるまい。とはいえこの簡からも、「校長」が本來は兵卒を率いる現場の指揮官だったことが窺える。

右に挙げた發弩・士吏・校長は、掣長・候長とともに功令にも並んで現れ、いずれも「軍吏」に屬する官吏だと推察される。軍吏のなかには「史——書記官——」の資格を持たない者もいた（功令39）が、一方で軍歴は重視され、從軍經驗のある者から選ばれた（嶽麓〔肆〕220～222²⁶）。縣尉の配下にあつたのはこうした軍吏たちであつて、彼らは文書行政に従事する一方で、求盜や兵卒などを率いる、指揮官としての顔も備えていたのである。

三、縣尉の自立性とその限界

縣尉とその屬僚が職務に當たるための治所が、縣廷——縣の令・丞と直屬の書記官（令史など）により構成される執政の場——とは別に置かれる場合もあつたことは、つとに嚴耕望が指摘している〔嚴耕望一九九一、二二〇頁〕。鄒水傑はさらに傍證を挙げ、縣の長吏のうち、縣丞があくまで縣令を補佐する立場だつたのに對し、縣尉はそれよりも相對的に獨立していたとしている〔鄒水傑二〇〇六、一七頁〕。筆者もまた里耶秦簡に據り、秦代遷陵縣の縣尉が民政組織からいくぶん自立した地位を有し、必ずしも縣の長官に從屬していなかつたことを論じた〔宮宅二〇一六、一九頁〕。拙文での議論は専ら『里耶秦簡（壹）』に依據したものだったが、その後刊行された『里耶秦簡（貳）』所收の史料を加えても、右の推測に大きな變更を加える必要は生じていない。

こうした縣尉の執務の場が、郡尉の「尉府」のように、完全に獨立した組織・施設だつたことを示す史料は、今のところ秦簡には現れない。ただし縣丞の守官——別の官職に就きながら代理として特定の官職を兼任する者²⁷——が「守丞」と呼ばれたのに對し、縣尉のそれが「尉守」と記されたのは示唆的である。里耶秦簡では、諸官——倉・庫・少内などの實務組織²⁸——の責任者である官嗇夫も、守官であれば「守倉（嗇夫）」「守庫（嗇夫）」ではなく「倉（の）守（嗇夫）」「庫（の）守（嗇夫）」と呼ばれた。つまり「倉」「庫」は官職名の一部ではなく、あくまでその官が屬する組織の名稱なの

である。従って、縣尉の守官が「守尉」ではなく「尉守」とされるのも、「尉」が官職の稱謂であると同時に、組織の名稱でもあったことを推測させる。縣尉の自立性が、この點からも見てとれる。睡虎地秦簡には、次のような規定もある。

尉計及尉官吏節（卽）有効、其令・丞坐之、如它官然。（效律54）

尉の計簿および尉の官吏について、もしも告發があつたなら、その縣の令・丞が罪に問われるのは、他の官の場合と同じである。

縣尉の作成する計簿について、あるいはその配下の吏に對して、「効——官による告發——」がなされた場合、令・丞も罪に問われた。この規定は一面で、縣尉の業務に對して令・丞も責任を負つたこと、いわば縣尉とその屬僚も縣廷の支配下にあつたことを示している。その一方で、縣尉の場合も「他の官の場合と同じである」とわざわざ附言されていることは、縣廷を中核とする縣の文書行政と縣尉の業務とのあいだに、元來は一線が劃されていて、その區分が睡虎地秦簡の時代にもやや残っていた、という可能性を示唆していよう。吳紀寧は二年律令102～103に、縣尉が守丞として縣廷の業務を代行する際にも縣廷の下僚には連坐しない、とあることに據り、縣廷と縣尉の間に一定の距離のあつたことを指摘している〔吳紀寧二〇二二、一〇九～一一〇頁〕。睡虎地秦簡の頃の狀況は、漢初にも繼承されていたといえよう。

縣尉は縣廷からいくぶん自立していた一方で、上級の尉、すなわち郡尉と結びつき、直接指示を受ける場合もあつたようである。

廿八年七月戊戌朔癸卯、尉守竊取之。洞庭尉遣巫・居貸・公卒・安成・徐、署遷陵。今徐以壬寅事。謁令倉貢（貸）食、移尉以展約日。敢言之。七月癸卯、遷陵守丞臚之告倉主。以律令從事。／逐手。卽徐□入□（正）

癸卯胸忍・宜利・錡以來。／敝半。 齟手（背）（⑧1563）

〔始皇〕二十八年七月戊戌朔癸卯（6日）、縣尉の守官である竊が申し上げます。洞庭郡尉が巫縣の居貸で公卒の、

安成里の徐を派遣し、遷陵縣をその部署としました。いま徐は壬寅の日（5日）に任務に就きました。倉に命じて食糧を貸與させ、こちらには延長・短縮した日數を知らせていただきたい。以上申し上げます。齋が書いた。（後略）

これは縣尉が縣廷に送った文書で、新たに着任した「居貸」——おそらくは負債のために戍卒とされた「貲戍」「宮宅二〇一八、六九頁」——のために、縣倉から食糧を支給するよう依頼したものである。縣尉からの依頼を承けて、ようやく縣倉からの支給が始まるという事實は、この戍卒の派遣・配置を、縣廷が關知していなかったことを示唆しているよう。戍卒本人とその配置命令は洞庭郡尉から直接縣尉のもとに送られ、縣廷、さらには郡守もそれに關與していなかったと思われる。⁽²⁹⁾

とはいえ、縣尉が縣廷から完全に自立していたわけではない。まず、右の里耶秦簡⑧1123では、縣尉が戍卒への食糧支給を縣廷に求めている。食糧の管理はあくまで縣廷と倉が一元的に行っており、縣尉配下の戍卒たちもそれに依存していたのである。占領初期に遷陵縣内に駐屯していた行軍指揮官も、食糧の支給を縣廷に對して要求しており、軍事部門が獨自の兵站組織を維持しておらず、縣廷の管轄する供給網に依存していたことが分かる「宮宅二〇二四a、二〇六頁」。

また先に引いた里耶秦簡⑨1112では、救援を要請する唐亭の校長の文書は、まず縣廷へと送られ、縣廷がそれを縣尉に送り、その後の對處や士吏の動員を命じていた。吳方基が指摘するとおり、縣廷から縣尉に對しては、他にも様々な命令が下されている「吳方基二〇一七b」。縣政の中核を擔うのはあくまで縣廷であり、文書遞送による通信網はそれを中心に整えられ、軍事的な指令もそれを通して行われたのである。

縣尉の業務に關わるさまざまな記録も縣廷へと送られた。縣廷内の列曹の一つに「尉曹」があり、縣尉が提出した各種の計簿は、⁽³⁰⁾ここで整理されたのだろう。里耶秦簡の「尉課志」からは、縣尉が提出した各種計簿の内容が窺える。

尉課志

卒田課

卒死亡課

●凡三課

司寇田課 (⑧482)

里耶秦簡には他に「田官課志」(⑧479)や「畜官課志」(⑧480)などがあり、いずれも實務を擔當する「諸官」の仕事に關連する計簿で、「課——査定——」という字を含むことから、勤務評定の際の材料になったと考えられる。⁽³¹⁾ 卒の死亡率、および卒や刑徒を動員して行つた耕作の成果が、縣尉の仕事ぶりを評價する際の目安になったのであり、そうした勤務評定に當たつては、縣尉は縣所屬のその他の諸官と等し並みに扱われ、決して特別扱いはされなかった。かかる評定の對象ともなった、縣尉の職務内容について續いて見てゆこう。

四・職掌の一…戌卒の勤務日數の管理

『續漢書』百官志に、縣の「尉は盜賊を主る」とあることや、戌卒として徵用された陳勝・吳廣が、移送の途上で蜂起した際、「兩將尉を殺し」た(『史記』陳涉世家)ことなどにより、縣尉は治安維持や兵卒の統率・管理を掌るとされてきた「嚴耕望一九九一」。その後の新史料の増加により、縣尉の職務内容はより細かく、具體的に知られており、そのいくつかは、ここまでの行論のなかですでに紹介した。改めて現有の秦・漢初の簡牘史料のなから、縣尉の監督責任が規定されている法律條文を抽出してみると、表のような結果が得られる。

*表中の出典略稱…雜抄Ⅱ睡虎地秦簡秦律雜抄、嶽④Ⅱ嶽麓書院所藏簡〔肆〕、嶽⑥Ⅱ嶽麓書院所藏簡〔陸〕、二年Ⅱ張家山漢簡(二四七號墓)二年律令、十六章Ⅱ張家山漢簡(三三六號墓)漢律十六章、胡家Ⅱ荊州胡家草場西漢簡牘

表

罪 状	尉への科罰	尉の配下の吏への科罰	令・丞らへの科罰	令・丞・尉以外への科罰	出典
士吏・發弩嗇夫の敘任、發弩の能力不足	貲二甲		令・丞らへの科罰		雜抄 1～3
卒を包（？）して弟子にする	貲二甲、免		貲二甲のみ		雜抄 7～9
中卒らの傳を奪う	貲二甲		尉と同じ		雜抄 7～9
同居の者を戍卒として派遣する	貲二甲	尉と同じ（士吏）	尉と同じ		雜抄 39
命令の布告が不徹底で、黔首・屬吏が無斷で移動する	貲二甲	尉と同じ（尉史・士吏）	貲一盾		嶽④ 132～134
尉史が一人で職務に當たる	貲一甲	尉と同じ（士吏）			嶽④ 139
典・老敘任の不正	貲一甲	尉と同じ（尉史・士吏）	貲一盾		嶽④ 142～146
徭徒・車馬の徵發における不正	知…二甲 不知…一甲	尉と同じ（尉史・士吏）	尉と同じ	鄉嗇夫・吏主者二甲	嶽④ 147～150
内容不明 （軍事動員時の官吏の缺員補充？）		尉史と士吏が貲刑			嶽④ 181
中斷した勞役を再開させない	貲二甲	尉と同じ（尉史・士吏）	貲一甲		嶽④ 186～187
勞働力があるのに城壁修理をしない・勞働力不足を報告しない	貲二甲	尉と同じ（尉史・士吏）	尉と同じ		嶽④ 188～191
勞役簿の管理の不正			貲一盾	鄉嗇夫・吏主者一甲	嶽④ 253～256
勞役日數を均等に割り振らない		貲二甲、左遷（尉史主者）	貲二甲、左遷 （令史主者）	鄉嗇夫・吏主者貲二甲、左遷	嶽④ 253～256
農繁期に徭役を厳しくする	貲二甲	尉と同じ（尉史・士吏・發弩）	尉と同じ		嶽④ 370～371
材官などによる入舍錢の要求	貲一甲	士吏が直接責任者（刑罰不詳） 尉史は尉と同じ	尉と同じ		嶽④ 381～382
兵器の現物調査？	不詳	尉と同じ（士吏）	尉と同じ		嶽⑥ 1～4

黔首・蠻夷が歸附した新黔首を匿う	賞一盾	尉と同じ（尉史）	尉と同じ	吏部者一甲	嶽⑥ 146～148
善行のあった黔首について報告	賞一甲		尉と同じ	里典・郷部畜夫二甲、後者は免	嶽⑥ 186～190
父母を毆冒した者がいるのを知って いて告發しなかった	賞一甲？		尉と同じ？	里典は遷 郷部畜夫は賞二甲、廢	嶽⑥ 191～192
父母を毆冒した者がいるのを知らず に告發できなかった	賞一甲		尉と同じ	里典・父母・伍人は賞二甲 郷部畜夫は尉と同じ	嶽⑥ 191～192
盜賊が発生したが、覺知せず	罰金四兩	戌邊二歲（士吏・求盜）	尉と同じ		二年 144～145 十六章 199～201
闖殺人等が発生したが、逮捕できず	罰金一兩	士吏は罰金二兩 尉史は尉と同じ		官畜夫は罰金二兩	二年 147～149 十六章 205～206
盜鑄錢があつたが、逮捕できず	罰金四兩	尉と同じ（尉史・士吏）		郷部・官畜夫は罰金四兩 告發しなかった典・伍人は罰金四兩	二年 201～202
盜鑄錢があつたが、逮捕できず	奪爵一級	士吏は不勝任 尉史は尉と同じ	奪勞二歲	官畜夫は不勝任 告發しなかった典・伍人は罰金四兩	十六章 261～263
木材伐採の不正申告が發覺せず		罰金二兩（士吏）	罰金一兩	郷部・田畜夫は罰金二兩	胡家 110～112
山林などの圍い込みが發覺せず	奪勞一歲	尉と同じ（尉史・士吏）	奪勞六月	郷部・田畜夫は奪勞一歲	胡家 110～112

やはりその職務の中心は、兵卒や徭役人夫の徵發・管理、および治安維持のための活動にあつた。また當然ながら、屬僚の不行き届きも、監督者である縣尉の責任だった。ここではこれらの職掌のうち、前章の末尾に列舉した①～④の、「人事への關與」との結びつきが考えられるものについて整理しておく。まずは戌卒の勤務日數の管理。

任期付きで公務に服す人員のうち、戌卒の勤務日數を集約・管理していたのは、明らかに縣尉だった。前節で舉げた、里耶秦簡⑧ 1563がその證左である。そこでは縣尉が、縣倉からの食糧支給を求めると同時に、「展約日」を尉に報告するよう求めている。「展約日」とは、貸與された食糧の額に應じて延長／短縮される勞役日數のことである。舊稿で論じた

とおり「宮宅二〇一八」、戊卒の勤務日数を集約して管理し、除隊を認めるのは縣尉の職掌であり、それ故に縣尉は縣倉が貸與した——あるいは貸與しなかった——食糧の額を知る必要があったのだろう。

もちろんこれは、縣の軍事を擔當する縣尉ならではの職務であり、戊卒はともかく、官吏の勤務日数の管理は、その職掌外だったかもしれない。だが前章で述べたように、「日備」したとされる冗佐・史について、郡尉に報告がなされているという事實は、官吏か戊卒かを問わず、人員の勤務日数が「尉」系統の官吏によって一元的に管理されていた可能性を、一方では示唆している。里耶秦簡には次のような簡もある。

某年□月某日、尉某爰書。某□

備冗日、不食□(⑨ 270)

某年：月某日、尉某の爰書。某：冗として勤務する日数を満了し、食糧支給は：うけておらず(?)：

日付や人名が「某」とされており、これが「爰書」の書式見本だったことが分かる。「冗」として勤務したのが兵士なのか、それとも官吏なのか、残った文字からは判断できないが、その勤務日数の充足を縣尉が報告する際には爰書が作成されたこと、さらには豫め書式見本が用意されるほど、それが縣尉の日常的な職務であったことが分かる。以上により、前章末尾の③の關與の仕方は、「尉」系統の官吏のこうした職務の一環だったと考えておくのが妥當だろう。

五. 職掌の二…郷里社會の監督と情報収集

郷里社會を管理するための業務にも、縣尉は深く関わった。關連條文を挙げよう。

●尉卒律曰、緣故徼縣及郡縣黔齒(首)・縣屬而有所【之、必】謁于尉。尉聽、可許者、爲期日。所之它縣、不謁自五日以上、緣故徼縣、貲一甲、典・老弗告、貲一盾。非緣故徼縣殿(也)、貲一盾、典・老弗告、治(笞)□□。尉令

不謹、黔首失令、尉・尉史・士吏主者、貲各一甲、丞・令・令史、各一盾。(嶽麓〔肆〕132～134)

●尉卒律。故徼ぞいの縣、および郡の縣の黔首や縣の屬吏に、出向くべきところがあるならば、必ず尉に報告する。尉は受理し、許可してよい場合は、期日を設ける。他の縣に出向くことがありながら、五日間以上報告しなければ、故徼ぞいの縣では貲一甲とし、典・老が告發しなければ、貲一盾。故徼ぞいの縣でなければ、貲一盾、典・老が告發しなければ、答……。尉が嚴正に命令を下さず、黔首が命令に違反したならば、尉・尉史・士吏の擔當者は、それぞれ貲一甲、丞・令・令史は、それぞれ一盾。

ここではまず、縣の屬吏および一般人が移動する際、事前に縣尉に申告し、その許可を得るべきことが規定される。さらにこの禁令を布告するのも縣尉の職務で、布告が不十分であったときには、尉史・士吏とともに縣尉の責任も問われている。他縣に無斷で移動し、それが五日間以上となったなら、本人と里の典・老が處罰されているから、無斷移動の發生に對する直接の責任者は里の典・老であり、従つて縣尉への移動の申告は彼らを経由して行われるべきだったと考えられる。里における人の移動を、縣尉が典・老を通じて把握していたことは、次の條文からも知られる。

尉卒律曰、爲計、鄉嗇夫及典・老月辟其鄉里之入穀・徙・除及死亡者、謁于尉。尉月牒部之、到十月乃比其牒、里相就毆(也)以會計。黔【首】之闕亡者卒歲而不歸、結其計、籍書其初亡之年月于結、善臧(藏)以戒其得(嶽麓〔肆〕

140～141)

尉卒律。計簿を作成するにあたっては、鄉嗇夫および里の典・老が月ごとにその鄉・里の新生兒、轉居した者、敍任された者、および死亡した者を調査し、尉に報告する。尉は月ごとに簡に記してまとめ、十月になるとその簡をならべ、里ごとにまとめて集計する。黔首の闕亡している者が一年経つても歸つてこなければ、その計簿から抜き出し、抜き出したものにその當初逃亡した年・月を書き記し、適切に保管して捕縛に備える。

「入穀徒除」の解釋が難しいものの、郷耆夫や里の典・老が「死亡者」について縣尉に報告していることは疑いなく、従って「入穀徒除」も、郷里の戸口の變化に關わるものと考えられる。出生や死亡、轉居、および敘任による移動など、戸口數の細かい變動が縣尉に報告され、そこで月ごとに整理されたのだろう。

こうした戸口情報の把握は、毎年八月、郷耆夫の他に、縣廷から令史も加わって作成され、副本が縣廷に保管された戸籍（二年律令328～330、331～336）とは、情報収集の経路と頻度とを異にする。縣尉は戸籍の作成とは別に、獨自に居住者の情報を集め、蓄積していたのであり、喩えるならそれは、現代日本の警察官による「巡回連絡カード」の作成にも似ていう。條文の後半には逃亡者の取り締まりに關する内容が續き、居民の動靜を把握する職務が、縣尉の重要な職掌である治安維持活動の一環だったことを示している。

かかる情報収集のための窓口となったのが、里の典・老であった。從來、里の指導者である「里正」や「父老」は、在地の有力者が任命されるもので、それにより彼らの影響力が地方統治の中に組み込まれ、活用されたのだと考えられてきた。だが、嶽麓〔肆〕142～146（注9所引）では、典・老に選ばれるのは原則として無爵の高齡者であり、該當者が里内にいなければ、他里の者が選ばれる場合もあった。典・老は在地有力者の名譽ある務めではなく、「國家の代辨者として里内の事務を處理する」「水閼二〇一七、一一七頁」ための、一種の役務であった。前章の②の「關與」の仕方、すなわち縣尉が吏役、特に里典の任命に對してより直接的な責任を負ったのは、縣尉が徭役の徵發や、治安維持のための郷里社會の監視を擔ったことと、深く結びついている。

六・職掌の三…爵位と官歴の記錄

縣尉による戸口情報の収集は、居民の後繼ぎに關する事項にも及んだ。

當置後、留弗爲置後過旬、尉・尉史主者罰金各四兩。(二年律令³⁸⁹)

後繼ぎを置くのに相當するが、滞留して後繼ぎを置かないことが十日間を超えたなら、尉・尉史の擔當者はそれぞれ罰金四兩。

戸主の後繼者——「後子」——が誰なのかは、豫め官署に申告されるものだった。⁽³²⁾手續きの詳細は不明だが、爵位の繼承者を置く際には、里典や同伍の者などを保證人としたうえで「占——申告——」⁽³³⁾することになっていた。右の條文は、そうした申告を受理しながらも、手續きを進めなかった場合の罰則規定だろう。

この規定の處罰對象は尉と尉史の擔當者のみであり、鄉嗇夫などの鄉官、および縣令をはじめとした縣廷の官吏は擧がつていない。手續きを進める責任者は縣尉だったとおぼしい。尉がこうした職務を擔當しているのは、前節で述べたところの、住民の居所と身分とを把握する活動の一部とも考えられるが、一方で、それが爵位の保有と絡んでいる點も見逃せない。

「後」には爵後と戸後——爵位の繼承者と戸の繼承者——の二種があり、両者が異なる人間である場合もあった「宮宅二〇一一、三三二―三三四頁」。だが、繼承順位の筆頭に置かれるのは、爵であろうと戸であろうと、いずれも被繼承者の子で、通常は息子が父の爵位——繼承されるべき爵位があるならば——と戸とを引き繼いだ。従って「置後」の記録作成は、爵位が誰に繼承されるのかを把握する手續きでもあった。このように、縣尉が居民の爵位を管理していた形跡が、嶽麓簡の秦律にも認められる。

●尉卒律曰、黔首將陽及諸亡者、已有奔書、及亡母(無)奔書盈三月者、輒筋(削)爵以爲士五(伍)。有爵寡、以爲母(無)爵寡。其小爵及公士以上子年盈十八歲以上、亦筋(削)小爵爵而傳、⁽³⁴⁾及公士以上子、皆籍以爲士五(伍)。鄉官輒上奔書縣廷、廷轉臧(藏)獄、獄史月案計日、盈三月卽辟問鄉官、不出者、輒以令論、削其爵、皆校計之。(嶽麓

〔肆〕 135～138

●尉卒律。黔首で將陽した者、およびおよそ逃亡した者について、すでに奔書が作成されたならば、およびまだ奔書は作成されていないものの逃亡してから三ヶ月以上となったならば、そのつど爵位を削って士伍とする。爵位を持つ寡婦は、爵位のない寡婦とする。小爵を持つ者および公士以上の子で年齢が十八歳以上の者も、また小爵である爵位を削って傳籍し、公士以上の子の方はいずれも士伍として登記する。郷の官吏はそのつど奔書を縣廷にたてまつり、縣廷はそれを獄に轉送して保管し、獄史は月ごとに調査して日數を計算し、三ヶ月に達したら郷の官吏に問い合わせ、出頭していなければ、そのつど令によつて裁き、その爵位を削り、いずれもこれを照合する。

實のところ、ここで郷官から逃亡者の「奔牒」を受け取り、その爵位の剝奪——「削爵」——を行っているのは縣廷で、尉や尉史は姿を現さない。だが、本條文は「尉卒律」の一規定である。嶽麓簡には尉卒律が五カ條あり、そのうち四カ條（嶽麓〔肆〕 132～134、139、140～141、142～146）は本稿でもすでに引用した。いずれも縣尉の業務と深く關わる規定で、「尉卒律」の「尉」は縣尉を指していると見てよい〔周海鋒二〇一五〕。従つて、右の條文に見える「削爵」の手續きにも、何らかのかたちで縣尉が關與したに違いない。

そもそも爵位は軍功に對して與えられたものであるから、縣における軍事面の責任者として、縣尉がその授與記録を管理しているのは、至極當然のことといえる。そしてすでに述べたとおり、「授爵」の記録は「除人」の記録とともに、縣から中尉や郡尉へと提出された（二年律令24～25）。爵位の記録と敘任の記録は、いずれも「尉」系統の官により掌握されていたのである。

ここで「授爵」と「除人」とが並置されているのは、『韓非子』定法の、

商君之法曰、斬一首者爵一級、欲爲官者、爲五十石之官。斬二首者爵二級、欲爲官者、爲百石之官。官爵之遷、與斬

首之功相稱也。

商君の法には、「敵の首を一つ斬ったなら、爵一級を與え、官になりたい場合は、五十石の官とする。首を二つ斬ったなら、爵二級を與え、官になりたい場合は、百石の官とする」とある。官・爵の昇進は、斬首の功績と對應しているのである。

を、まずは想起させる。張家山漢簡の功令においても、一定以上の官職に就く者は、原則として相應の爵位を持つ者から選ばれた。⁽³⁵⁾ 爵と官とは密接に結びついており、そもそも功勞による官吏の昇進制度自體が、軍功爵制に由來するという指摘もある〔佐藤二〇〇〇〕。それ故に官吏敘任の記録は、それとも深く關わる爵位授與の記録とともに、「尉」系統の官吏により掌握されていたのだろう。本章第四節で述べた「尉」による勤務日數——すなわち「勞」——の管理もまた、そうした職掌の一部と見なすべきなのかもしれない。

以上の點を念頭に置いて、前章末尾の④、つまりはそこで保留しておいた、睡虎地秦簡・置吏律の更なる検討に立ち返ろう。

改めて注目したいのは、縣尉の判斷を無視して職務に就けることが、置吏律では「尉がまだ敘任しないのに」云々ではなく、「所不當除——敘任するのに相當しない者なのに——」、と述べられている點である。すなわち、敘任の手續きを進めるうえで必要だったのは、尉が「當除」と認めることであつた。「當除」は嶽麓簡の置吏律や張家山漢簡の功令には見えないが、これと類似する「當補」は、たとえば功令には八例ある。それらはいずれも、「〔何らかの條件を満たし〕補任するのに相當する」の意である。分かりやすい例を挙げよう。

丞相大尉史年五十以下治獄者補御史、御史補六百石。不當補、御史者與秩比通課。（功令18）

丞相史や大尉史のうち、五十歳以下で、裁判を擔當できる者は御史に補充し、御史は六百石に補充する。御史に補

充するの^にに相當しない者は、同等の秩祿の者とまとめて評定する。

有秩乗車以上功勞次當補。其家居縣缺者、皆調徙之。^(功令184)

有秩乗車以上の者は功勞の順序に沿って補充するの^にに相當する。その本籍地の縣で缺員があれば、いずれも調整してそこに異動させる。

これらの「當」はいずれも、年齢・能力、さらには功績や勤務日數の順位といった昇進資格において、補するの^にに「相當する」「該當する」ことを意味している。こうした用例と、「尉」が授爵や敍任の記録を管理することとを考え合わせれば、置吏律で「尉」が行った「除」とは、實際には記録に照らして候補者の資格審査——少なくともその一部——を擔當することであり、同じ條文に見える縣嗇夫（縣令）の「除」の方は、人事の決定を意味している、という推測に行き着く。

この結論はなお推測の域を出ない。「除」という用語が、資格審査をも含む官吏敍任のさまざまな手續きを總稱するものであったのか、検討すべき點も残る。だが、右のような手續きの流れを想定するなら、序章に舉げた張家山漢簡の功令28～29の内容が、これと類似していることに氣づく。繰り返すなら、ここではまず功勞が中尉に提出され、中尉が適任者を選択（擇）して丞相・御史に提出し、それに基づいて丞相・御史が缺員の補充（補）を決定した。これと同様に、縣尉の「除」とは實際には「擇」であり、確かにそれは人事の行方を左右する重要な手續きではあったものの、とはいえ最終的な人事權はあくまで縣令の手中にあった、というのが筆者の考えるところである。

お わ り に —— 秦による占領統治の解明に向けて

縣尉の職掌の中核を占めるのは、言うまでもなく「軍事」であった。だが同時に、その中核からさまざまな職務が派生

しており、それらは居民の動靜把握や人事情報の管理にまで及んでいた。これらすべての職掌を、現代的な意味での「軍務」として括ることは難しい。

この點に關しては、游逸飛の指摘が示唆に富んでいる。游は郡守・郡尉の職掌を論じるなかで、郡守が財政權を、郡尉が人事權を握っていた一方で、軍事權は兩者が共有し、郡守が軍需物資の、郡尉は戍卒の管理に當たったことについて、結局のところ兩者の役割は、「物」の管理と「人」の管理に大別されるのだ、とする「游逸飛二〇二一、二一九頁注七四」。「人事權」云々については、本稿は游とは異なる結論にたどり着いたものの、徭役・戍役の徵發にせよ爵位・官歴の記錄にせよ、「尉」の職務は確かに、概して「人」の管理と結びついている。現代的な官僚行政の分類概念を安易に適用すべきではないというその主張とともに、游が示す職務分擔の原理は傾聴に値する。この區分に從いつつ、かかる役割分擔が生じた背景を、筆者の關心に從つて最後に掘り下げておこう。

郡守と郡尉の職務が「民政」と「軍政」というよりも、むしろ「物」と「人」とに分れるとすれば、それは秦による占領統治の進め方、具體的には、郡は設置されたものの郡守は置かれず、郡尉のみが置かれる場合もあったことと關係するのではないか。この、「郡守のいない郡」に該當すると思われるのが、秦の南海郡の場合である。

統一秦の時代、秦が南方に侵攻し、新占領地に南海郡を設置したとき、そこには「南海尉」しか置かれていなかったといわれている。『史記』南越列傳によると、後に南越王となる趙佗は、まず南海郡の龍川縣令に任じられ、後に前任の南海郡尉である任囂に指名され、「南海尉の事を行」い、秦の滅亡後には王としてその地を治めるようになった。³⁷この時、郡内に郡「監」や縣の「長吏」がいたことは分かるものの、郡守の姿はまったく現れない。南海郡の頂點に立っていたのは郡尉であつて、郡守は置かれていなかったと見なされる所以である。³⁸

もちろん、通常は郡が設置される際、同時に郡守も置かれたのだらう。里耶秦簡では、始皇二五年二月付けの文書に

「洞庭假守」が見え⁽⁷⁾⁽⁴⁰⁾、郡の設置當初から「守」のいたことが確かめられる。だが、「樓船の士」(『史記』主父偃列傳)を率いて越に攻め込んだ趙佗が、占領後に縣令となったように、占領軍の指揮官がそのまま郡縣による統治を擔うような状況の下では、郡守の設置が後回しにされることもあったに違いない。里耶秦簡⁽⁷⁾でも、洞庭郡守は実際には「假守」であり、恐らく別に見える「洞庭邦尉」が、その職務を代行していたと思われる。

こうした占領の最初期に優先されたのは、配下にある兵員の管理にせよ、占領地に暮らす居民の把握にせよ、やはり「人」の管理に關わる業務であつたろう。もちろん、兵員を支えるための食糧・財貨の調達も、差し迫つた問題ではある。だが占領の最初期には、そうした物資調達の多くが外部からの供給によつて維持されていた。秦代の遷陵縣が、食糧も貨幣も、いずれも外部からの移送に頼っていたのは、筆者が別に論じたとおりである[「宮宅二〇一八、二〇二四b」]。本稿第二章第三節で指摘したところの、占領軍の指揮官が食糧支給を縣廷に要求していて、彼らが獨自の、十分に整備された兵站組織を持っていなかったとおぼしい點も、「人」と「物」の管理が分擔されるという構造の一側面だろう。従來「軍政」と「民政」という枠組みで捉えられてきた官僚制度や地方統治制度のあり方を、「人」と「物」という觀點から、さらには戰鬪部門と兵站部門という區分で、改めて見直してみる必要がある。

こうした觀點に立てば、かねてより議論のある「内史」の問題についても、新たな視座が得られるように思う。

『漢書』百官表において内史は「京師を治める」官とされ、畿内の民政官であると理解されてきた。だが睡虎地秦簡が發見されると、そこでは内史が全土の食糧を管理する官として姿を現す。工藤元男はこれにより、内史は財政を統括する中央官であり、後の治粟内史に相當するものと主張した[「工藤一九八二」]。この指摘に端を發する論争については、優れた學說整理も存在するので[「大櫛二〇一四、渡邊二〇一九」]、ここでは詳しく紹介しない。概して言えば、現在では内史はより廣範な職掌を持つ行政機關で、かつその管轄區域は——少なくとも統一秦以降は——畿内に限定されると考

えられている「渡邊二〇一九、土口二〇二三」。

これら所説にはそれぞれ據るところがあり、それ自體は尊重されるべきである。だが、本稿第一章第五節で引用した二年律令24、25が示すとおり、畿内の縣から上級機關に提出される計簿は、「恒秩氣稟」「財用年輸」については内史に、「授爵」「除人」であれば中尉に提出された。ここにも「物」と「人」との分業がはっきりと見て取れる。畿内の民政官、すなわち郡においては郡守にも相當する内史の職掌の中心は、あくまで「物」の管理だった。

確かに内史の職務は多岐にわたるが、もともとその中核を占めていたのは何なのか、一方では探っていく必要がある。たとえば、金文資料に見える文書官としての内史がそのまま秦代の内史に繋がっているのだとすれば、内史は元來「周王室の家産に關連する」文書を管理していたのだ、という渡邊英幸の指摘「渡邊二〇一九、二三頁」などは、まことに傾聴に値しよう。問題は、そうした内史の職能が、その後の歴史のなかでどのようにして擴大し、定着していったかである。その過程についての検討は間違いない、秦の軍事的な擴大と、その統治制度が成熟へ向かう跡とをたどっていく作業になるだろう。

註

- (1) 始皇帝の巡行や諸々の統一政策に、「統一」を宣傳する効果のあったことについては、サンフトが網羅的に論ずる[Sanft 二〇一四]。
- (2) 原文は次のとおり。
丞・尉嘗爲軍吏遂(遽)將以上・年五十以下至廿五；史有軍功三・爵公大夫以上、上功勞中尉、中尉謹擇其可以爲史者、次功勞上御史・丞相、御史・丞相以補軍吏。所擇不勝任及有罪耐以上、擇者罰金一斤。(張家山漢簡・功令28、29)
- (3) 游逸飛の所説については、「秦簡には郡守が官吏の任免に関わったという内容は見えない」「游逸飛二〇二一、二二四頁」という論斷自體に、そもそも再検討の餘地があるともされる。陳偉二〇二三、一五七～一五八頁を参照。
- (4) 睡虎地秦墓竹簡整理小組一九七八が「送」を「徙」の誤字とするのに従った。
- (5) 何有祖が綴合を指摘する簡で、簡文は全體で「守及士吏、士吏各自將其求盜詣廷、會庚午旦、唯毋失期。」となる「何有祖二〇二二」たとえば張家山漢簡・秦獻書(案例⑤)では、亭の校長とともに求盜が容疑者の追捕に當っている。「求盜部者」(二年律令144など)とい
- (6)

- う表現からは、彼らが「部——受け持ち範囲——」に割り振られていたことが知られる。
- (7) この簡の解釋には諸説あるが、基本的に里耶秦簡講讀會二〇〇四の理解に従った。
- (8) 里耶秦簡の公文書には、書寫責任者を示す「某手」や受信／發信日時を書く位置について、獨特のルールがある。本稿では、翻譯の順序を一部入れ替えて、時系列に沿った日本語譯になるように調整を行った。原文は以下のとおり。
- (9) ●尉卒律曰、里自卅戸以上置典・老各一人。不盈卅戸以下、便利令與其旁里典・老、其不便者、予之典而勿予老。公大夫以上擅啓門者附其旁里、旁里典・老坐之。置典・老、必里相誰（推）以其里公卒・士五（伍）年長而毋（無）害者爲典・老。毋（無）長者令它里年長者。爲它里典・老、毋以公士、及毋敢以丁者、丁者爲典・老、賞尉・尉史・士吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。毋（無）爵者不足、以公士。縣毋命爲典・老者、以不更以下、先以下爵。其或復未當事戌、不復而不能自給者、令不更以下無復不復、更爲典・老。（嶽麓〔肆〕142～146）
- (10) 何有祖論文の存在は、魯家亮氏よりご教示を賜った。
- (11) 輪番勤務〔更〕に對して、輪番に入らず繼續的に勤務することを「冗」といい、「有秩」未滿の下級官吏のなかにも、「更」の者と「冗」の者とがいた。宮宅二〇一二を参照のこと。
- (12) 處罰として「新地吏二歲」とする例が「其丞・長史・正・監・守丞有（又）奪各一攻（功）、史與爲者爲新地吏二歲」（嶽麓〔伍〕129）、四歲という例が「今南郡司馬慶故爲冤句令、詐（詐）課、當廢官、令以故秩爲新地吏四歲而勿廢、請論慶」（嶽麓〔伍〕53～54）などとして見える。
- (13) 釋文中の「【】」で囲んだ文字は、殘畫から推測されたものである。
- >
- (14) 綴合は何有祖二〇一九に據る。
- (15) 綴合は魯家亮二〇二二による。
- (16) 嶽麓書院所藏簡〔肆〕《秦律令（壹）》の日本語譯は、基本的に宮宅（編）二〇二三に従った。
- (17) 二年律令42に「□□・長信將行・中傳・長信謁者令・□大僕、秩各千石、有丞・尉者半之」とあり、長官が千石である官署に五百石の「尉」がいたことが分かるが、條文の前段が不完全で、縣尉がそこに含まれたかは判斷がつかない。
- (18) 二年律令46では、「陰平道」などが特に列舉され、その道長は五百石、丞・尉は三百石とされる。一方で二年律令49に「縣有塞・城尉者、秩各減其郡尉百石。道尉秩二百石」とあるので、道尉は一般に二百石であったと推測される。
- (19) 王輝らが指摘するとおり、「濃丘」は内史所屬の「廢丘」縣である「王・程一九九九、二二七頁」。睡虎地秦簡では「濃」と「廢」が通用するものの、里耶秦簡の更名板（⑧46）には「濃如故、更廢官」とあり、兩字の通用が禁じられている。「濃丘左尉」の印が秦印なのは、この点からも疑いないだろう。
- (20) 「遷陵吏志」では「吏員百三人」とされるが、⑧123には「吏凡百四人、缺卅五人。●今見五十人。」とある。
- (21) 里耶秦簡⑧124⑧98と嶽麓〔柒〕90とを如何に解釋するかについては、土口史記氏からご教示を賜った。
- (22) 吳方基が、縣尉はその官府の「内」に發弩を、「外」に亭郵を置いたとするのは、里耶秦簡に據る限り間違つてはいない〔吳方基二〇一七b、九頁〕。
- (23) 吳紀寧は、二年律令10に「廷士吏」とあることに據り、士吏は縣廷の吏員であったとする〔吳紀寧二〇二二、一一三頁〕。ただし二年律令10の句讀には、「廷、士吏」とする別解もある〔孫聞博二〇二四、二三〇頁〕。ここではこの別解に従い、吳説は採らなかった。
- (24) 于振波は亭長の上司が校長であったとし〔于振波二〇一八、一方で

- 孫聞博は、秦代には亭の責任者が校長であり、それが後代、亭長へと變化したのだとする「孫聞博二〇二四」。
- (25) 七十一 請、校長・掣長・發弩・候長・士吏以任除而罷官、及有論事已者、皆毋得上勞復用。(功令128)
- (26) 注2所引の功令28・29では、かつて軍吏を務めたことのある丞・尉や、軍功・爵位の有る「史」のなから、丞相・御史が軍吏を補任している。發弩・校長のような縣レベルの軍吏ではなく、より上級の軍吏の補任について規定したものであろう。
- (27) 秦代の守官制度については青木二〇二〇を参照のこと。
- (28) 秦代の諸官については仲山二〇〇一、土口二〇一五aを参照のこと。
- (29) 郡守と郡尉のあいだには明確な役割分擔があつたので、縣から郡への報告も、その内容により上申先が異なつたことは、里耶秦簡から窺える。⑧657は、琅邪郡の「假守」からの下行文書で、郡尉府が卽墨に移動したので、今後「卒可令縣官有辟」「吏卒衣用及卒有物故當辟徵選」については琅邪郡守ではなく琅邪郡府に報告するよう命じている。残念ながら報告内容とおぼしい部分の正確な意味や、それが郡尉府に送られる背景などは判然としないが、少なくとも民政系統と軍務系統との間に、文書の流れにおいて明確な區分のあつたことが見て取れる。
- (30) 秦代の列曹については土口二〇一五bを参照のこと。尉曹を縣尉による執務の場と見なす説もあるが、これが明らかに列曹の一つとして縣廷に屬することは、吳方基二〇一七bが指摘している。
- (31) 徐世虹は里耶秦簡に見える「課志」を、何らかの基準に依據して官署や官吏の職務を検査した際の記録、とする「徐世虹二〇一三」。
- (32) 擅殺・刑・髡其後子、瀝之。●可(何)謂後子。●官其男爲爵後、及臣邦君長所置爲後大(太)子、皆爲後子。(法律答問72)
- (33) 諸當擇(拜)爵後者、令典若正、伍里人毋下五人任占。(二年律令390)
- (34) この箇所句讀は陳偉二〇二四に從つた。
- (35) 例えば次のような功令條文がある。
- 十七 吏爵或高而爲庫官、爵庫而爲高官、未有差。請・爵公大夫以上補六百石以上、大夫以上補五百石至三百石、上 丙73造以上補卒史・屬尉佐・有秩乘車至斗食學僦・令史。爵不應(應)令而前用者、勿遷。74(功令73・74)
- (36) 184簡を183簡から切り離し、單獨の條文とするのは、黃浩波の配列案に從つたものである「黃浩波二〇二三」。
- (37) 南越王尉佗者、眞定人也、姓趙氏。秦時已并天下、略定楊越、置桂林・南海・象郡、以謫徙民、與越雜處十三歲。佗、秦時用爲南海龍川令。至二世時、南海尉任囂病且死、召龍川令趙佗語曰「……郡中長吏無足與言者、故召公告之」。卽被佗書、行南海尉事。囂死、佗卽移檄告橫浦・陽山・湟谿關曰「盜兵且至、急絕道聚兵自守」。因稍以法誅秦所置長吏、以其黨爲假守「索隱」案、謂他立其所親黨爲郡縣之職或假守。漢書作「守假」、師古注、令爲郡縣之職、或守或假也。秦已破滅、佗卽擊并桂林・象郡、自立爲南越武王。『史記』南越列傳)郡監の存在は『史記』主父偃列傳から確かめられる。
- (38) 又使尉(佗)屠睢「索隱」案、尉、官也。他、趙他也、音徒何反。屠睢、人姓名。睢音雖。將樓船之士南攻百越、使監祿「集解」韋昭曰、監御史名祿也。」鑿渠運糧、深入越、越人遁逃。曠日持久、糧食絕乏、越人擊之、秦兵大敗。秦乃使尉佗將卒以戍越。さらに「長吏」がいたことは、前注に引いた南越列傳から分かる。
- (39) 秦之一四海也、譬率土而郡縣之。南海郡惟設尉以掌兵、監以察事、而無守與丞。任囂繼屠睢・史祿而獨馭者、其羈縻之意可見矣。『天下郡國利病書』廣東備錄上・廣東通志職官表序)
- (40) 張春龍「里耶秦簡整理進展——《里耶秦簡「參」》概況」(二〇一九年九月七・八日 首屆中日韓出土簡牘研究國際論壇 配布資料)に釋文のみが紹介される。この簡に對する筆者の理解は宮宅二〇二四a、一九四・一九六頁參照。

【引用文献表】

- 青木 俊介 二〇二〇 「秦代における縣の守官任職者について——遷陵縣の官吏異動状況から——」『東洋史研究』第七八卷第四號
- 大槲 敦弘 二〇一四 「近年の内史研究から見る秦漢統一國家體制の形成」『中國史學』二四號
- 工藤 元男 一九八一 「秦の内史——主として睡虎地秦墓竹簡による——」『史學雜誌』第九〇編三號
- 佐藤 達郎 二〇〇〇 「功次による昇進制度の形成」『東洋史研究』第五八卷第四號
- 孫 聞博 二〇二四 「戰時體制から日常行政體制へ…秦漢時代の縣の治安擔當官吏について」宮宅潔編『暴力のありか 中國古代軍事史の多角的検討』臨川書店
- 陳 偉 二〇二四 「新發見の簡牘から見た秦…前漢初期の傳籍制度の沿革」宮宅潔編『暴力のありか 中國古代軍事史の多角的検討』臨川書店
- 土口 史記 二〇一五 a 「里耶秦簡にみる秦代縣下の官制構造」『東洋史研究』第七三卷第四號
- 土口 史記 二〇一五 b 「秦代の令史と曹」『東方學報』京都九〇冊
- 土口 史記 二〇二三 「戰國秦漢「内史」問題補論」『岡山大學大學院社會文化科學研究紀要』五五
- 仲山 茂 二〇〇一 「秦漢時代の「官」と「曹」——縣の部局組織——」『東洋學報』第八四卷第四號
- 水間 大輔 二〇一一 「秦・漢初における縣の「士吏」」『史學雜誌』第一二〇編二號
- 水間 大輔 二〇一七 「秦・漢における里の編成と里正・里典・父老——嶽麓書院藏秦簡「秦律令」を手がかりとして——」『中國の法と歴史と社會——小口彦太先生古稀記念論文集——』成文堂
- 宮宅 潔 二〇一一 「中國古代刑制史の研究」京都大學學術出版會
- 宮宅 潔 二〇一二 「漢代官府の最下層——「官」と「民」のはざま——」『東方學報』京都八七冊
- 宮宅 潔 二〇一六 「秦代遷陵縣志初稿——里耶秦簡より見た秦の占領支配と駐屯軍——」『東洋史研究』第七五卷第一號
- 宮宅 潔 二〇一八 「征服から占領統治へ——里耶秦簡に見える穀物支給と駐屯軍」宮宅潔編『多民族社會の軍事統治 出土史料が語る中國古代』京都大學學術出版會
- 宮宅 潔(編) 二〇二三 『嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》譯注』汲古書院
- 宮宅 潔 二〇二四 a 「征服軍の撤退…里耶秦簡よりみた占領統治の展開」宮宅潔編『暴力のありか 中國古代軍事史の多角的検討』臨川書店
- 宮宅 潔 二〇二四 b 「戰爭と貨幣…秦の占領統治と半兩錢の流通」宮宅潔編『暴力のありか 中國古代軍事史の多角的検討』臨川書店
- 里耶秦簡講讀會 二〇〇四 「里耶秦簡譯註」『中國出土資料研究』八
- 渡邊 英幸 二〇一九 「戰國秦の内史に關する覺書」高村武幸等編『周緣領域からみた秦漢帝國2』六一書房
- 陳 偉 二〇二三 「秦簡牘の「執法」新詮——兼論秦郡的評價」『武漢大學學報(哲學社會科學版)』二〇二三年第六期
- 何 有 祖 二〇一二 「里耶秦簡綴合(二)」簡帛網二〇二二年五月一七日
- 何 有 祖 二〇一六 「讀里耶秦簡札記(八)」簡帛網二〇一六年六月二日
- 何 有 祖 二〇一九 「里耶秦簡綴合札記(四則)」『出土文獻』一四
- 黃 浩 波 二〇二三 「張家山漢簡「功令」新編」『中國簡帛學國際論壇二〇二三 新出土戰國秦漢簡牘文獻研究 論文集』
- 魯 家 亮 二〇二二 「里耶秦簡 9-298+16-2032 的綴合與復原」戰國秦漢簡牘在線研讀會資料二〇二二年三月一五日

- 睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九七八『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社
 孫聞博 二〇一五「秦縣的列曹與諸官——從《洪範五行傳》一則佚文說起」『簡帛』一一
 王輝・程學華 一九九九『秦文字集證』藝文印書館
 吳方基 二〇一七 a 「秦簡所見地方行政制度研究的新進展」『簡帛研究』二〇一七春夏卷『廣西師範大學出版社』
 吳方基 二〇一七 b 「簡牘所見秦代縣尉及與令、丞關係新探」『中華文化論壇』二〇一七年第二期
 吳紀寧 二〇二二「秦縣尉與士吏關係新探」『簡帛』二四
 徐世虹 二〇一三「秦、課、芻議」『簡帛』八
 嚴耕望 一九九一『中國地方行政制度史 甲部——秦漢地方行政制度』(三版) 中央研究院歷史語言研究所

- 楊振紅 二〇一五『出土簡牘與秦漢社會(續編)』廣西師範大學出版社
 游逸飛 二〇二一『製造「地方政府」——戰國至漢初郡制新考』國立臺灣大學出版中心
 于振波 二〇一八「秦漢校長考辨」『中國史研究』二〇一八年第一期
 周海鋒 二〇一五「嶽麓秦簡、尉卒律研究」『出土文獻研究』一四
 鄒水傑 二〇〇六「秦漢縣丞尉設置考」『南都學壇』(人文社會學學報) 二〇〇六年第二期

Hulsewé, A. F. P. 一九八五 *Remnants of Ch'in Law*. Leiden: E. J. Brill.
 Sanft, C. 二〇一四 *Communication and Cooperation in Early Imperial China*. New York: SUNY Press.

【附記】本稿の第一章は、「首屆戰國秦漢簡牘研究國際論壇」(二〇二四年五月一七日、韓國・ソウル大學)において口頭で発表した。貴重な意見をくださったご参会の方々に、御禮申し上げる。また本稿は、京都大學教育研究振興財團の助成研究「中國統一を生んだもの／中國統一が生んだもの…新たな秦史像を探る國際共同研究」、および京都大學人文科學研究所の研究班「秦漢法制史料の研究」による研究成果の一部である。